

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
504 全日本スキー技術選手権大会開催規程 (趣旨) 第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第11項に基づき、全日本スキー技術選手権大会（以下「技術選」）の開催に関し、必要な事項を定める。 (主催及び主管) 第2条 技術選は、本連盟が主催し、開催地の加盟団体及び実行委員会が主管し開催する。 2 本連盟は、当該加盟団体及び実行委員会に、技術選開催準備並びに運営等の業務を委託する。 (公示) 第3条 技術選の開催期日及び場所は、本連盟ホームページ等で周知する。 (大会役員等) 第4条 技術選を円滑に運営するため、大会役員、組織委員会、実行委員会、競技委員会及び裁定委員会（以下「 Jury 」）を設置する。 2 大会役員は、教育本部理事会が選定した役員で構成し、大会会長（本連盟会長）が委嘱する。 3 組織委員会は、技術選の運営に関することを所掌事務とし、教育本部理事会が選定し、大会会長が委嘱する。 4 実行委員会は、技術選の総務・広報・財務等の非技術的事項を所掌事務とし、組織委員会が実行委員を <u>選定</u> し、組織委員長が任命する。 5 競技委員会は、技術選の競技コート選定・準備・競技進行等の技術的事項を所掌事務とし、競技委員長・競技副委員長・競技係長・スタート係長・コート係長・ <u>コーディネーター</u> ・審判長・セクレタリー・会場係長及び設備係長等で構成し、組織委員会が競技委員を選定し、組織委員長が任命する。 6 Jury は、競技会の技術的問題の解決を図ることを所掌事務とし、技術代表（以下「TD」）・アシスタントTD・コーディネーター・競技委員長・競技副委員長・審判長・競技係長及びコース係長等で構成し、組織委員会が Jury 委員を選定し、組織委員長が任命する。 7 競技委員会の所掌事務や技術選競技規則等は、技術選運営マニュアル及び技術選競技規則等に定める。 (会期) 第5条 技術選の会期は、開会式及び閉会式を含めて5日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。 (競技方法及び競技規則) 第6条 競技は、予選、準決勝—決勝を行うことを原則とする。 (出場資格)	504 全日本スキー技術選手権大会開催規程 (趣旨) 第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第11項に基づき、全日本スキー技術選手権大会（以下「技術選 <u>という。</u>」）の開催に関し、必要な事項を定める。 (主催及び主管) 第2条 技術選は、本連盟が主催し、開催地の加盟団体及び実行委員会が主管し開催する。 2 本連盟は、当該加盟団体及び実行委員会に、技術選開催準備並びに運営等の業務を委託する。 (公示) 第3条 技術選の開催期日及び場所は、本連盟ホームページ等で周知する。 (大会役員等) 第4条 技術選を円滑に運営するため、大会役員、組織委員会、実行委員会、競技委員会及び裁定委員会（以下「 Jury 」 <u>という。</u>）を設置する。 2 大会役員は、教育本部理事会が選定した役員で構成し、大会会長（本連盟会長）が委嘱する。 3 組織委員会は、技術選の運営に関することを所掌事務とし、教育本部理事会が選定し、大会会長が委嘱する。 4 実行委員会は、技術選の総務・広報・財務等の非技術的事項を所掌事務とし、組織委員会が実行委員を <u>承認</u> し、組織委員長が任命する。 5 競技委員会は、技術選の競技コート選定・準備・競技進行等の技術的事項を所掌事務とし、競技委員長・競技副委員長・競技係長・スタート係長・コート係長・ <u>統括審判長</u> ・審判長・セクレタリー・会場係長及び設備係長等で構成し、組織委員会が競技委員を選定し、組織委員長が任命する。 6 Jury は、競技会の技術的問題の解決を図ることを所掌事務とし、技術代表（以下「TD」 <u>という。</u>）・アシスタントTD・コーディネーター・競技委員長・競技副委員長・審判長・競技係長及びコース係長等で構成し、組織委員会が Jury 委員を選定し、組織委員長が任命する。 7 競技委員会の <u>委員の配置</u>、所掌事務や技術選競技規則等は、技術選運営マニュアル及び技術選競技規則等に定める。 <u>また、現地事情を考慮し実行可能な範囲で兼任や、必要に応じた役職を追加することができる。</u> (会期) 第5条 技術選の会期は、開会式及び閉会式を含めて5日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。 (競技方法及び競技規則) 第6条 <u>技術選</u>の競技は、予選、決勝、 <u>スーパーファイナル（以下「SF」</u> <u>という。</u>）を行うことを原則とする。 (出場資格)	現地との意向調整の為 統括審判長モレ 現状に則した 現地意向を踏まえて棲み分けを指図調整するため。 現状に則したものにする。

第7条 出場者は、次の各号に掲げる内容を満たしていなければならない。 (1) 日本選手の出場資格 ①当該大会開催年度の本連盟会員登録を行い、会員登録料の決済を完了している者― ②当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者。ただし、各<u>予選会</u>に出場して予選通過し、加盟団体長が認めたものについては、この限りではない― ③大会申込時までに、SAJ スキー<u>バッジ</u>テスト1級以上を有している者― ④<u>加盟団体が主催する予選会を通過し、加盟団体長の推薦</u>を得た者。 ⑤各保険会社のスキー傷害保険に加入している者― (2) 日本国籍を有する<u>方</u>以外の出場資格 必要に応じ別途大会要項で定める。 (3) オープン参加資格 ①当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者。 ②大会申込時までに、SAJ スキー<u>バッジ</u>テスト1級以上と同等の技術を有する者― ③本連盟教育本部長が認めた者― ④各保険会社のスキー傷害保険に加入している者― (出場者数) 第8条 出場できる選手数は、男女別に、別に定める当該年度の加盟団体出場枠による。 2 技術選の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が<u>準決勝</u>の出場権を得る。 3 技術選の<u>準決勝</u>の合計得点により別に定められた順位の者が<u>決勝</u>の出場権を得る。 (成績順位の決定) 第9条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。 (その他準用規定) 第10条 <u>全日本スキー選手権大会開催規程第9条、第13条、第14条及び第15条を準用する。</u> (規程の改廃) 第11条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 平成7年10月13日 制定 平成13年9月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年11月7日 改正 平成16年11月2日 改正	第7条 <u>技術選</u>の出場者は、次の各号に掲げる内容を満たしていなければならない。<u>また、出場資格は開催要項に明示しなければならない。</u> (1) 日本選手の出場資格 ①当該大会開催年度の本連盟会員登録を行い、会員登録料の決済を完了している者 ②当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者。ただし、各<u>選考会</u>に出場して予選通過し、加盟団体長が認めたものについては、この限りではない ③大会申込時までに、SAJ スキー<u>級別</u>テスト1級以上を有している者 ④<u>代表選手選出方法は選考会の開催要項に明示し、その選出方法により</u>加盟団体長<u>から</u>推薦を得た者 ⑤各保険会社のスキー傷害保険に加入している者 <u>⑥ただし、前号②～④の条件を満たしていない者であつても、選手の実績、資質、貢献度などにより選考委員会が判断し、各加盟団体の責任のもと加盟団体長が認めたものは、出場資格を有する。この場合、選考会の開催要項に選考内容が明示してあること、その理由を大会参加申込みまでに本連盟に報告すること及び選考理由についての説明責任をもつこと</u> (2) 日本国籍を有する<u>者</u>以外の出場資格 必要に応じ別途大会要項で定める (3) オープン参加資格 ①当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者 ②大会申込時までに、SAJ スキー<u>級別</u>テスト1級以上と同等の技術を有する者 ③本連盟教育本部長が認めた者 ④各保険会社のスキー傷害保険に加入している者 (出場者数) 第8条 <u>技術選</u>に出場できる選手数は、男女別に、別に定める当該年度の加盟団体出場枠による。 2 技術選の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が<u>決勝</u>の出場権を得る。 3 技術選の<u>決勝</u>の合計得点により別に定められた順位の者が<u>S F</u>の出場権を得る。 (成績順位の決定) 第9条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。 (<u>報告</u>) 第10条 <u>技術選の実行委員会は、当該大会の進行状況について本連盟が求めた場合は適宜報告しなければならない。</u> (<u>表彰</u>) <u>第11条 技術選の表彰は総合成績男子10位、女子6位とし、新人賞は初参加でSF進出者の内最上位男女各1名とする。同点の場合、SFの合計得点の上位者を選出、それでも決定しない場合は、SFの最高得点が高い者とし、同点の場合は決勝競技の最高得点が高い者、それでも同点の場合は予選の最高得点が高い者とする。それでも決定しない場合は同順位とする。</u> (規程の改廃) 第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 平成7年10月13日 制定 平成13年9月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年11月7日 改正 平成16年11月2日 改正	選考会議まで含め「選考会」と呼ぶ。 代表選考推薦決定権は加盟団体にあり選考を明確化ため。選考会議まで含め「選考会」と呼ぶ。 主催はSAJであることと、抑止力の意味で追加 使用語彙変更 語彙変更 現状に則したものにします 全日本スキー選手権大会第9条の内容を規定する 表彰規定の確定、及び新人賞表彰と条件追加。
---	--	--

平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成 30 年 12 月 13 日 改正 令和元年 1 月 27 日 改正 令和元年 12 月 11 日 改正 令和 2 年 7 月 8 日 改正 令和 3 年 12 月 21 日 改正	平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成 30 年 12 月 13 日 改正 令和元年 1 月 27 日 改正 令和元年 12 月 11 日 改正 令和 2 年 7 月 8 日 改正 令和 3 年 12 月 21 日 改正 <u>令和 5 年 12 月 20 日 改正</u>	
--	--	--